

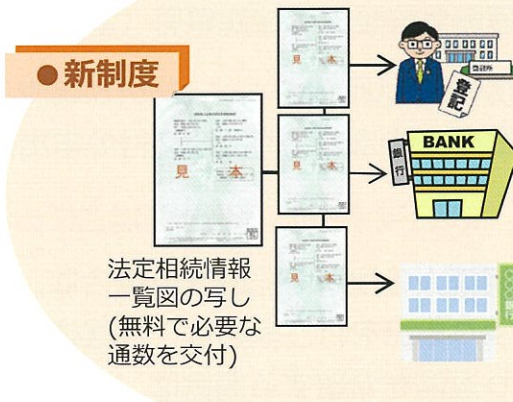
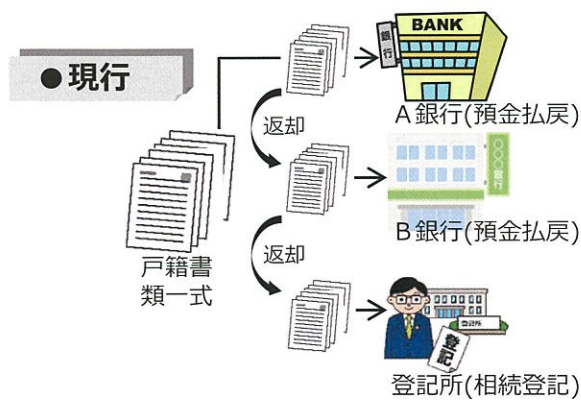
あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



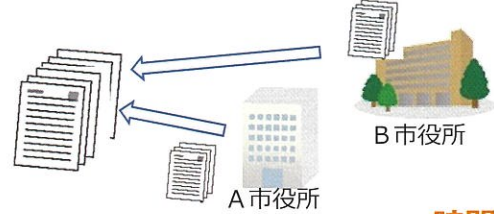
ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1,-2の書類を添付して登記所に申出をします。

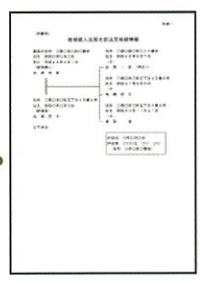


ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付，戸除籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続きへお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に）

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

※2 弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[大阪法務局ホームページ](#) をご覧ください。

法定相続情報証明制度をご利用のお客様へ

法務局へは、次の書類をお持ちになってお越してください。

なお、①～④の書類は必ず必要になりますので、忘れずにお持ちください。

- ①被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの戸籍、除籍謄本等
- ②被相続人の住民票除票（本籍地の記載のあるもの）又は戸籍の附票
- ③相続人全員の戸籍謄抄本等（被相続人の死亡日以降に発行されたもの）
※戸除籍等の取得方法については、被相続人の本籍地役場にお尋ねください。
- ④申出人の運転免許証又は住民票等（本人確認のための書類です）
- ⑤法定相続情報一覧図（ホームページのひな形をご参照ください）
- ⑥法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書（ホームページのひな形をご参照ください）

※以下の書類は該当する場合にのみ必要となります。

- ⑦一覧図に相続人の住所を記載する場合は、相続人の住民票
- ⑧代理人により申出を行う場合は、代理権限を証する書面（委任状）
- ⑨郵便により返信を希望する場合は、返信用封筒と郵券



大阪法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/>

不動産をお持ちの方は 相続登記をお忘れなく！

相続登記をしないとどうなるの？

- すぐに不動産を売却したいときに、他の相続人と連絡が取れず、売買のタイミングを逃してしまった。
- 法定相続人が更に死亡し、二次相続が発生したため、相続人が増えてしまい相続関係が複雑となり、手続きに膨大な時間と費用がかかってしまった。
- 相続分について、相続人間で合意していたにもかかわらず、その後、用地買収の話が持ち上がり、親族間で争いになってしまった。

相続登記手続は難しいのでは？

ご自身で相続登記を申請する時間がない、又は不安だとおっしゃる場合は、**大阪司法書士会**が無料で相談を受け付けています。

無料相談ダイヤル 06-6943-6099